#### 規程類必須項目確認書

黄色セルは記入が必要な箇所です。「記入箇所チェック」欄2箇所で、記入漏れがないかご確認をお願いします。

※ 典巴セルは記入かり	必要な歯所です。「記入歯所すエック」側と歯所で、記入補れがないがこ確認をお願いします。
事業名:	伝統産業の担い手づくりを通して九州の島しょ地域の活性化を実現する事業
団体名:	一般社団法人福岡デザインアクション
過去の採択状況:	通常枠で資金分配団体(またはコンソーシアム構成団体)として <mark>採択されていない。</mark>

記入箇所チェック 記入完了

提出する規程類(定献・指針・ガイドライン等を含む。以下、「規程類」という。)に以下の必須項目が含まれていることを確認し、本エクセル別シートの「記入例」に倣って該当箇所を記載し てください。

<u> 過去の採択状況に関係なく、全団体、該当箇所への記載が必要です。</u>

〈注意事項〉 ◎規程類を作成する際はJANPIAの規程類を参考にしてください。https://www.janpia.or.jp/about/information/rule.html ◎後日提出する規程類に関しては、助成申請書で誓約いただいているとおり、内定通知後1週間以内にご提出ください。なお、後日提出時において本様式も併せてご提出ください。 ◎過去通常枠で資金分配団体(またはコンソーシアム構成団体)として採択されている団体は、「規程類必須項目確認書」の提出のみとし、規程類の提出は不要です。ただし、内容等に変更が生じている場合は該

る過去が出来がある。 ・ 対部分のを提出をお願いします。 ・ ②以下の必須項目は、公益財団法人、一般財団法人、公益社団法人、一般社団法人、特定非営利活動法人を想定したものです。これ以外の法人については、表を参考に整備してください。なお、ご不明点等は JANPIAへご相談ください。

		記入箇所チェック	※3か所とも「記入完了」となるようにして	ください。
		記入完了	記入完了	記入完了
	(#D #K) 1411D14 0			N CTOT II - NAVI MATE
規程類に含める必須項目	(参考)JANPIAの 規程類	提出時期(選択)	根拠となる規程類、指針等	必須項目の該当箇所 ※条項等
● 社員総会・評議員会の運営に関する規程				
(1) 開催時期・頻度		公募申請時に提出	定款	第3章 第15条
(2) 招集権者		公募申請時に提出	定款	第3章 第16条
(3) 招集理由		公募申請時に提出	定款	第3章 第12条
(4) 招集手続		公募申請時に提出	定款	第3章 第16条
(5) 決議事項	<ul><li>評議員会規則</li><li>定款</li></ul>	公募申請時に提出	定款	第3章 第18条
(6) 決議 (過半数か3分の2か)	AL-WA	公募申請時に提出	定款	第3章 第18条
(7) 議事録の作成		公募申請時に提出	定款	第3章 第21条
(8) 特別の利害関係を有する場合の決議からの除外 「評議員会の決議に当たっては、当該決議について特別の利害関係を有する評議員を除いた上で 行う」という内容を含んでいること ※社団法人においては、特別利害関係を持つ社員の社員総会への出席ならびに議決権の行使に関 する除外規定は必須としないこととします。		内定後1週間以内に提 出		
●理事会の構成				
(1) 理事の構成 「各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族等である理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えないこと」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	定款	第4章 第23条-4
(2) 理事の構成 「他の同一の団体の理事である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数が、 理事の総数の3分の1を超えないこと」という内容を含んでいること	定款	内定後1週間以内に提 出		
● 理事会の運営に関する規程 ※理事会を設置していない場合は不要です。				
(1) 開催時期・頻度		内定後1週間以内に提 出		
(2) 招集権者		公募申請時に提出	定款	第5章 第33条
(3)招集理由		公募申請時に提出	定款	第5章 第33条
(4) 招集手続		公募申請時に提出	定款	第5章 第33条
(5) 決議事項	<ul><li>定款</li><li>理事会規則</li></ul>	公募申請時に提出	定款	第5章 第34条
(6) 決議 (過半数か3分の2か)	<b>注</b> 事云观别	公募申請時に提出	決議は過半数をもって行う	第5章 第34条
(7)議事録の作成		公募申請時に提出	定款	第5章 第35条
(8) 特別の利害関係を有する場合の決議からの除外 「理事会の決議に当たっては、当該決議について特別の利害関係を有する理事を除いた上で行 う」という内容を含んでいること		内定後1週間以内に提 出		
● 理事の職務権				
JANPIAの定款 (第29条 理事の職務及び権限) に規定するもののほか理事間の具体的な職務分担が規定されていること	理事の職務権限規 程	公募申請時に提出	理事の職務権限は定款第24条による。 職務分担は無い	第4章 第24条
● 監事の監査に関する規程				
監事の職務及び権限を規定し、その具体的内容を定めていること ※監事を設置していない場合は、社員総会で事業報告、決算について審議した議事録を提出して ください	監事監査規程	公募申請時に提出	定款	第4章 第25条
<ul><li>● 役員及び評議</li></ul>				
(1)役員及び評議員(置いている場合にのみ)の報酬の額	役員及び評議員の 報酬等並びに費用	公募申請時に提出	無し	第4章 第28条
(2) 報酬の支払い方法	に関する規程	公募申請時に提出	無し	第4章 第28条

●倫理に関する規程				
(1)基本的人権の尊重		公募申請時に提出	会則	第6章 第27条
(2) 法令遵守(暴力団、反社会的勢力の排除)		公募申請時に提出	会則	第6章 第28条-1
(3) 私的利益追求の禁止		公募申請時に提出	会則	第6章 第28条-2
(4) 利益相反等の防止及び開示		公募申請時に提出	会則	第6章 第28条-3
( ) , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	倫理規程	- SF T Mark C IEEE	AN	<b>別・0 年 別20ポ−3</b>
(5) 特別の利益を与える行為の禁止 「特定の個人又は団体の利益のみの増大を図る活動を行う者に対し、寄附その他の特別の利益を 与える行為を行わない」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	会則	第6章 第28条-4
(6) 情報開示及び説明責任		公募申請時に提出	会則	第6章 第29条
(7) 個人情報の保護		公募申請時に提出	会則	第6章 第30条
● 利益相反防止に関する規程				
(1) - 1利益相反行為の禁止 「資金分配団体が実行団体を選定、監督するに当たり、資金分配団体と実行団体との間の利益相 反を防ぐ措置」について具体的に示すこと	<ul><li>倫理規程</li><li>理事会規則</li></ul>	内定後1週間以内に提 出		
(1) -2利益相反行為の禁止 「助成事業等を行うにあたり、理事、監事、評議員・社員、職員その他の事業協力団体の関係者 に対し、特別の利益を与えないものである」という内容を含んでいること	・役員の利益相反 禁止のための自己 申告等に関する規 程	内定後1週間以内に提 出		
(2) 自己申告 「役職員に対して、定期的に「利益相反に該当する事項」に関する自己申告をさせた上で、適切 な組織において内容確認を徹底し、迅速な発見及び是正を図る」という内容を含んでいること	<ul><li>就業規則</li><li>審査会議規則</li><li>専門家会議規則</li></ul>	内定後1週間以内に提 出		
● コンプライアンスに関する規程				
(1) コンプライアンス担当組織 実施等を担う部署が設置されていること		内定後1週間以内に提 出		
(2) コンプライアンス委員会(外部委員は必須) 「外部の有識者等も参加するコンプライアンス施策の検討等を行う組織及びその下に実施等を担 う部署が設置されている」という内容を含んでいること	コンプライアンス 規程	内定後1週間以内に提 出		
(3) コンプライアンス違反事案 「不正発生時には、原因究明、関係者に対する厳格な処分及び再発防止策を確実に実施し、その	and the	内定後1週間以内に提 出		
内容を公表する」という内容を含んでいること ● 内部通報者保護に関する規程				
● 内部連報有床護に関する規程 (1) ヘルプライン窓口(外部窓口の設置が望ましい)		内定後1週間以内に提 出		
(2) 通報者等への不利益処分の禁止 「公益通報者保護法を踏まえた内部通報制度の整備・運用に関する民間事業者向けガイドライン (平成28年12月9日消費者庁)」を踏まえた内部通報制度について定めていること	内部通報(ヘルプ ライン)規程	出 内定後1週間以内に提 出		
● 組織(事務局)に関する規程		Light Walnut of the		
(1) 組織 (業務の分掌)		内定後1週間以内に提出		
(2) 職制	事務局規程	内定後1週間以内に提出		
(3) 職責		内定後1週間以内に提出		
(4) 事務処理 (決裁)		内定後1週間以内に提 出		
<ul><li>職員の給与等</li><li>(1) 其十分、五火、党与符</li></ul>		・ 内定後1週間以内に提		
(1) 基本給、手当、賞与等	給与規程	出 内定後1週間以内に提		
(2) 給与の計算方法・支払方法  ・  ・  ・  ・  ・  ・  ・  ・  ・  ・  ・  ・  ・		出		
<ul><li>◆ 文書管理に関する規程</li><li>(1) 決裁手続き</li></ul>		中学後1年間17日12日		i I
(2) 文書の整理、保管		内定後1週間以内に提		
(3) 保存期間	文書管理規程	内定後1週間以内に提 内定後1週間以内に提		
· ·	文書管理規程	出		
● 情報公開に関する規程	文書管理規程	出 内定後1週間以内に提 出		
以下の1~4 の書類が情報公開の対象に定められていること 1 定款 2 事業計画、収支予算 3 事業報告、貸借対照表及び損益計算書、財産目録	文書管理規程	出 内定後1週間以内に提 出		
以下の1 ~4 の書類が情報公開の対象に定められていること 1 定款 2 事業計画、収支予算		出 内定後1週間以内に提 出 内定後1週間以内に提 出		
以下の1 ~4 の書類が情報公開の対象に定められていること 1 定款 2 事業計画、収支予算 3 事業報告、貸借対照表及び損益計算書、財産目録 4 理事会、社員総会、評議員会の議事録		出 内定後1週間以内に提 出 内定後1週間以内に提 出		
以下の1 ~4 の書類が情報公開の対象に定められていること 1 定款 2 事業計画、収支予算 3 事業報告、貸借対照表及び損益計算書、財産目録 4 理事会、社員総会、評議員会の議事録 ● リスク管理に関する規程	情報公開規程	出 内定後1週間以内に提 出 内定後1週間以内に提 出 内定後1週間以内に提 出		
以下の1 ~4 の書類が情報公開の対象に定められていること 1 定款 2 事業計画、収支予算 3 事業報告、貸借対照表及び損益計算書、財産目録 4 理事会、社員総会、評議員会の議事録  ● リスク管理に関する規程 (1) 具体的リスク発生時の対応		出 内定後1週間以内に提出 内定後1週間以内に提出 内定後1週間以内に提出		
以下の1 ~ 4 の書類が情報公開の対象に定められていること 1 定款 2 事業計画、収支予算 3 事業報告、貸借対照表及び損益計算書、財産目録 4 理事会、社員総会、評議員会の議事録 ● リスク管理に関する規程 (1) 具体的リスク発生時の対応 (2) 緊急事態の範囲	情報公開規程	出 内定後1週間以内に提出 内定後1週間以内に提出 内定後1週間以内に提出 内定後1週間以内に提出 内定後1週間以内に提出 上 内定後1週間以内に提出 上 内定後1週間以内に提出 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大		
以下の1 ~4 の書類が情報公開の対象に定められていること 1 定款 2 事業計画、収支予算 3 事業報告、貸借対照表及び損益計算書、財産目録 4 理事会、社員総会、評議員会の議事録  ● リスク管理に関する規程 (1) 具体的リスク発生時の対応 (2) 緊急事態の範囲 (3) 緊急事態の対応の方針	情報公開規程	出 内定後1週間以内に提出 内定後1週間以内に提出 内定後1週間以内に提出		
以下の1 ~ 4 の書類が情報公開の対象に定められていること 1 定款 2 事業計画、収支予算 3 事業報告、貸借対照表及び損益計算書、財産目録 4 理事会、社員総会、評議員会の議事録 ● リスク管理に関する規程 (1) 具体的リスク発生時の対応 (2) 緊急事態の範囲 (3) 緊急事態の対応の方針 (4) 緊急事態対応の手順 ● 経理に関する規程 (1) 区分経理	情報公開規程	出 内定後1週間以内に提出 人,		
以下の1 ~ 4 の書類が情報公開の対象に定められていること 1 定款 2 事業計画、収支予算 3 事業報告、貸借対照表及び損益計算書、財産目録 4 理事会、社員総会、評議員会の議事録  ● リスク管理に関する規程 (1) 具体的リスク発生時の対応 (2) 緊急事態の範囲 (3) 緊急事態の対応の方針 (4) 緊急事態対応の手順  ● 経理に関する規程	情報公開規程	出 内定後1週間以内に提 出 内定後1週間以内に提 出 内定後1週間以内に提 出 内定後1週間以内に提 出 ・ 内定後1週間以内に提 出		
以下の1 ~ 4 の書類が情報公開の対象に定められていること 1 定款 2 事業計画、収支予算 3 事業報告、貸借対照表及び損益計算書、財産目録 4 理事会、社員総会、評議員会の議事録  ● リスク管理に関する規程 (1) 具体的リスク発生時の対応 (2) 緊急事態の範囲 (3) 緊急事態の対応の方針 (4) 緊急事態対応の手順  ● 経理に関する規程 (1) 区分経理	情報公開規程	出 内定後1週間以内に提		
以下の1 ~ 4 の書類が情報公開の対象に定められていること 1 定款 2 事業計画、収支予算 3 事業報告、貸借対照表及び損益計算書、財産目録 4 理事会、社員総会、評議員会の議事録  ● リスク管理に関する規程 (1) 具体的リスク発生時の対応 (2) 緊急事態の範囲 (3) 緊急事態の対応の方針 (4) 緊急事態が応の手順  ● 経理に関する規程 (1) 区分経理 (2) 会計処理の原則	情報公開規程	出 内定後1週間以内に提出		
以下の1 ~ 4 の書類が情報公開の対象に定められていること 1 定款 2 事業計画、収支予算 3 事業報告、貸借対照表及び損益計算書、財産目録 4 理事会、社員総会、評議員会の議事録  ● リスク管理に関する規程 (1) 具体的リスク発生時の対応 (2) 緊急事態の範囲 (3) 緊急事態の対応の方針 (4) 緊急事態が応の手順  ● 経理に関する規程 (1) 区分経理 (2) 会計処理の原則 (3) 経理責任者と金銭の出納・保管責任者の峻別	情報公開規程	出 内定後1週間以内に提出 内定後1週間以内に提出 内定後1週間以内に提出 内定後1週間以内に提出  一 内定後1週間以内に提出		
以下の1 ~ 4 の書類が情報公開の対象に定められていること 1 定款 2 事業計画、収支予算 3 事業報告、貸借対照表及び損益計算書、財産目録 4 理事会、社員総会、評議員会の議事録 ● リスク管理に関する規程 (1) 具体的リスク発生時の対応 (2) 緊急事態の範囲 (3) 緊急事態の対応の方針 (4) 緊急事態対応の手順 ● 経理に関する規程 (1) 区分経理 (2) 会計処理の原則 (3) 経理責任者と金銭の出納・保管責任者の峻別 (4) 勘定科目及び帳簿	情報公開規程	出 内定後1週間以内に提出		

# 第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人福岡デザインアクションと称する。

なお、略称は「FUDA」とし、「フーダ」と読む。

(主たる事務所)

- 第2条 当法人は、主たる事務所を福岡県福岡市に置く。
- 2 当法人は、社員総会の決議により従たる事務所を必要な場所に置くことができる。 (目的)
- 第3条 当法人は、福岡・九州におけるデザイン価値の啓発を行い、デザイン分野の社会 的認知を高めることを目的とし、その目的に資するため、次の事業を行う。
  - (1)デザイン史・表現物のWEBアーカイブ化
  - (2) デザインに関する普及・啓発・教育に関わる活動
  - (3) デザインによるまちづくりの推進
  - (4) デザインに関する情報発信
  - (5) 前各号に掲げる事業に附帯又は関連する事業

(公告)

第4条 当法人の公告は、電子公告により行う。但し、事故その他やむ得ない事由によっ て電子公告による公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

#### 第2章 会員

(種別)

- 第5条 当法人の会員は、次の4種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人 に関する法律(以下「一般法人法」という。)上の社員とする。
  - (1) 正会員 当法人の目的に賛同し、運営や諸活動に参加する個人又は団体
  - (2) 一般会員 当法人が行う活動に参加するために入会した個人
  - (3) 賛助会員 当法人の事業を援助するために入会した個人又は団体
  - (4) 名誉会員 当法人に功労があった者又は学識経験者で社員総会において推薦され た個人

(入会)

- 第6条 正会員又は賛助会員として入会しようとする者は、理事会が別に定める入会申込 書により申し込み、理事会の承認を受けなければならない。
  - 2 一般会員になるには、当法人所定の様式による申込みをし、理事会の承認を得る ものとする。

(経費等の負担)

- 第7条 正会員は、社員総会において別に定める会費を納入しなければならない。
  - 2 一般会員は、社員総会において別に定める会費を納入しなければならない。
  - 3 賛助会員は、社員総会において別に定める賛助会費を納入しなければならない。

(退会)

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつで も退会することができる。

(除名)

第9条 当法人の会員が、当法人の名誉を毀損し、当法人の目的に反する行為をし、会員 としての義務に違反するなど除名すべき正当な事由があるときは、一般法人法第49条 第2項に定める社員総会の特別決議によりその会員を除名することができる。

(会員の資格喪失)

- 第10条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。
  - (1) 退会をしたとき
  - (2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき
  - (3) 死亡し、若しくは失踪宣言を受け、又は解散したとき
  - (4) 2年以上会費を滞納したとき
  - (5) 除名されたとき
  - (6)総正会員の同意があったとき

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

- 第11条 会員が前3条の規定によりその資格を喪失したときは、当法人対する会員とし、 ての地位を失う。正会員については、一般法人法上の社員としての地位を失う。但し、 未履行の義務は、これを免れることはできない。
  - 2 当法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費その他の拠出金品は、これを返還しない。

#### 第3章 社員総会

(種類)

第12条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会の2種とする。

(構成)

- 第13条 社員総会は、すべての正会員をもって構成する。
  - 2 社員総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(権限)

- 第14条 社員総会は、次の事項を決議する。
  - (1) 入会の基準並びに会費及び入会金の金額
  - (2)会員の除名
  - (3)役員の選任及び解任
  - (4)役員の報酬の額又はその規定
  - (5) 各事業年度の決算報告
  - (6) 定款の変更
  - (7)長期借入金並びに重要な財産の処分及び譲受け

- (8)解散
- (9) 合併並びに事業の全部及び事業の重要な一部の譲渡
- (10) 理事会において社員総会に付議した事項
- (11)前各号に定めるものの他、一般法人法に規定する事項及びこの定款に定める事項

(開催)

第15条 定時社員総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は、 必要に応じて開催する。

(招集)

- 第16条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事長が招集する。但し、 すべての正会員の同意がある場合には、書面又は電磁的方法による議決権の行使を認 める場合を除き、その招集手続を省略することができる。
  - 2 総正会員の議決権の5分の1以上を有する正会員は、理事長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会招集の請求をすることができる。

(議長)

ı .

. . . . .

第17条 社員総会の議長は、理事長がこれに当たる。理事長に事故があるときは、当該 社員総会において議長を選出する。

····· (決議の方法)

- 第18条 社員総会の決議は、法令の別段の定めがある場合を除き、総正会員の議決権の 過半数を有する正会員が出席し、出席正会員の議決権の過半数をもってこれを行う。
  - 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
  - (1) 会員の除名
  - (2) 監事の解任
  - (3) 定款の変更
  - (4)解散
  - (5) その他の法令で定めた事項

(代理)

第19条 社員総会に出席できない正会員は、他の正会員を代理人として議決権の行使を 委任することができる。この場合においては、当該正会員又は代理人は、代理権を証 明する書類を当法人に提出しなければならない。

(決議及び報告の省略)

- 第20条 理事又は正会員が、社員総会の目的である事項について提案した場合において、 その提案について、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をした ときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。
  - 2 理事が正会員の全員に対し、社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、 その事項を社員総会に報告することを要しないことについて、正会員の全員が書 面又は電磁的記録により同意の意志表示をしたときは、その事項の社員総会への 報告があったものとみなす。

#### (議事録)

- 第21条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。
  - 2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

# 第4章 役員

(役員)

第22条 当法人に、次の役員を置く。

理事 3名以上20名以内

監事 2名以内

- 2 理事のうち、1名を代表理事とする。
- 3 代表理事を理事長とし、理事のうち、2名を副会長、1名を専務理事とすることができる。

(選任等)

...

...

950

- 第23条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。
  - 2 理事長、副理事長、専務理事は、理事会の決議によって理事の中から定める。
  - 3 監事は、当法人又はその子法人の理事若しくは使用人を兼ねることができない。
  - 4 理事のうち、理事のいずれかの1名とその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

(理事の職務権限)

- 第24条 理事長は、当法人を代表し、その業務を執行する。
  - 2 副理事長は理事長を補佐し、専務理事は当法人の業務を執行する。

(監事の職務権限)

- 第25条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を 作成する。
  - 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及 び財産の状況を調査することができる。

(任期)

- 第26条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する 定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。
  - 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時会員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。
  - 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
  - 4 役員は、辞任又は任期の終了後において、定員を欠くに至った場合には、新に選任された者が就任するまでは、その職務を行う権利義務を有する。

(解任)

第27条 役員は、社員総会の決議によって解任する事ができる。但し、監事を解任する

場合は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(報酬)

第28条 役員の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、社員総会の決議をもって定める。

(取引の制限)

- 第29条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、理事会において、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。
  - (1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引
  - (2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引
  - (3) 当法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における当法 人とその理事との利益が相反する取引

(責任の一部免除又は限定)

第30条 当法人は、役員の一般法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める 最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

# 第5章 理事会

(構成)

- 第31条 当法人に理事会を置く。
  - 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

- 第32条 理事会は、次の職務を行う。
  - (1) 当法人の業務執行の決定
  - (2) 理事の職務の執行の監督
  - (3) 理事長、副理事長、専務理事及び常務理事の選定及び解職

(招集)

- 第33条 理事会は理事長が招集する。
- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。 (決議)
- 第34条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半 数が出席し、その過半数をもって行う。
  - 2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会 の決議があったものとみなす。

(議事録)

- 第35条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。
  - 2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印をする。

(理事会規則)

第36条 理事会に関する事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会規則による。

# 第6章 委員会

# (運営委員会)

- 第37条 当法人に、運営委員会を設置する。
  - 2 運営委員会は、当法人の事業運営に関する重要事項について、理事会の諮問に応 じて審議し、又は意見を具申する。
  - 3 運営委員会の組織及び運営並びに委員の選出に関しては、規則に定めるところによる。
  - 4 当法人に、事業運営の円滑な遂行を図るため、理事会の決議により、その他の委員会を設置することができる。
  - 5 運営委員会その他の委員会の事業報告及び事業計画は、各年度の理事会において 承認を受けなければならない。

#### 第7章 事務局

#### (事務局)

10 8

+ (0.0)

- 第38条 当法人に事務を処理するため、事務局を置く。
  - 2 事務局に事務局長及び事務局員を置く。
  - 3 事務局長は、理事会の決議を経て、理事長が任免する。

# 第8章 基金

#### (基金の拠出)

- 第39条 当法人は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。
  - 2 拠出された基金は、当法人が解散するまで返還しない。
  - 3 基金の返還の手続については、基金の返還を行う場所及び方法その他の必要な事項を清算人において別に定めるものとする。

#### 第9章 計算

# (事業年度)

- 第40条 当法人の事業年度は毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。 (事業計画及び収支予算)
- 第41条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに理 事長が作成し、理事会の決議を経て社員総会の承認を受けなければならない。これを 変更する場合も同様とする。
  - 2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理 事長は、社員総会の決議に基づき、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入を得 又は支出することができる。
  - 3 前項の収入支出は、新に成立した予算の収入支出とみなす。

# (事業報告及び決算)

- 第42条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類 を作成し、監事の監査を受け、かつ、第1号、第3号及び第4号の書類については、 理事会の承認を経て、第1号の書類については定時社員総会に報告し、第3号および 第4号の書類については定時社員総会の承認をなければならない。
  - (1) 事業報告

受け

- (2) 事業報告の附属明細書
- (3)貸借対照表
- (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
- (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属計算書
  - 2 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款 及び社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。
- (1)監査報告

(剰余金の分配の禁止)

第43条 当法人は、剰余金の分配を行うことができない。

# 第10章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

・ 第44条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。 (会則)

- 第45条 この定款の実施に関して必要な事項は、理事会の決議を得て、理事長が会則を 別に制定する。
- 2 会則は、制定後に開催される定時社員総会において承認を受けなければならない。 (解散)
- 第46条 当法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。 (残余財産の帰属)
- 第47条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又 は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

#### 第11章 附則

(最初の事業年度)

第48条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成25年3月31日までとする。

(設立時の役員等)

第49条 当法人の設立時の役員は、次のとおりである。

設立時理事 鮎川 透

設立時理事 金子眞三

設立時理事 吉永文治

設立時理事 河地知木 設立時理事 江藤 實 設立時理事 後藤 宏 設立時理事 清水 要 設立時理事 橋本 明 設立時理事 水野 宏 設立時理事 今宮優子 設立時理事 岩城孝二 設立時理事 寳珠山 徹 設立時理事 有馬厚子 設立時理事 垣田健一郎 設立時理事 有富浩司 設立時理事 河津一郎 設立時理事 牛島 彩 設立時理事 武田芳明 設立時代表理事 鮎川 透 設立時監事 平松聖悟 設立時監事 金子洋伸

# (設立時社員の氏名及び住所)

設立時社員

第50条 設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

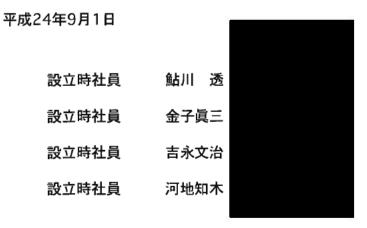
1	住所	
	氏名	金子眞三
2	住所	
	氏名	吉永文治
3	住所	
	氏名	河地知木
4	住所	
	氏名	江藤 實
5	住所	
	氏名	後藤宏
6	住所	
	氏名	清水 要
7	住所	
	氏名	橋本 明
8	住所	
	氏名	水野 宏
9	住所	
	氏名	今宮優子

10 住所 氏名 岩城孝二 1 1 住所 氏名 寳珠山 徹 12 住所 氏名 有馬厚子 1 3 住所 氏名 垣田健一郎 1 4 住所 氏名 有審浩司 富 15 住所 氏名 河津一郎 16 住所 氏名 牛島 彩 17 住所 氏名 武田義明 18 住所 氏名 鮎川 透 19 住所 氏名 平松聖悟 20 住所 氏名 金子洋伸

# (法令の準拠)

第51条 本定款に定めない事項は、すべて一般社団法人法その他の法令に従う。

以上、一般社団法人福岡デザインアクション設立のためこの定款を作成し、設立時社員が次に記名押印をする。



設立時社員 平松聖悟 江藤 實 設立時社員 設立時写真 後藤 宏 設立時社員 清水 要 橋本 明 設立時社員 水野 宏 設立時社員 設立時社員 今宮優子 設立時社員 岩城孝二 寳珠山 徹 設立時社員 設立時社員 有馬厚子 垣田健一郎 設立時社員 有書浩司 設立時社員 設立時社員 河津一郎 牛島 彩 菜 武田**茅**明 設立時社員 設立時社員 金子洋伸 設立時社員

97号 平 成 4 年 第 魚占 本定款の社員 Ш 透 人兼社員 金 眞 は 被代 理人が本定 款 る旨本公証 認 沭 した。 認 証する。 平成 2 4 年 職役 0 月 1 5 本 1 において 市中央区舞鶴3 目 番 T 福岡 法 務 局 所 野崎獅純 公証人 本定款の第 42条中 2 字挿入 年49年中 | 字科| 除 | 宝 本。 第50年中午季期代了李播入李老記名中了事制行,了李播入  Fuda 会則

#### ■第1章 総 則

(名称)

第 1 条 この会は「福岡デザインアクション」、略称を「Fuda (フーダ)」 と称する。(以下「本会」という)

(目的)

第 2 条 本会は主に九州発のデザイン遺産を記録・公開することによって、デザインの価値、デザイン都市としての福岡、九州への認知を高め、今後のデザイン分野への意識を高めることを目的とする。

(活動)

- 第3条 本会は前項の目的を達成するため次の活動を行う。
  - (1) デザイン史・表現物のWEBアーカイブ化
  - (2) デザインに関する普及・啓発・教育に関わる活動
  - (3) デザインによるまちづくりの推進
  - (4) デザインに関する情報発信
  - (5) その他本会の目的を達成するために必要な活動

(事務局)

第4条 本会は事務局を福岡市に置く。

#### ■第2章 会員

(会員)

- 第5条 本会は次の各号に定めるものを会員とする。
- (1) 個人会員 本会の趣旨に賛同し、別に定める会費を納入する者
- (2) 企業会員 本会の趣旨に賛同し、別に定める会費を納入する団体、法人お

# よび企業

(3) 会員資格は総会への出席もしくは委任によって継続するものとする。

# (入会)

第 6 条 本会に入会を希望する者および一度退会し再度入会する者は、所定の 入会申込書を提出し、理事会の承認と、入会金の納付をもって入会とする。

# (協賛金)

#### 第7条

会員は、会則第6条に基づき、次の年会費を毎年納入しなくてはならない。

(1) 個人会員: 5.000円

(2) 企業会員: 10.000円

#### (納入金の返還)

#### 第8条

本会に、一旦納入された協賛金は、いかなる理由があってもこれを返還しない ものとする。

#### (資格の喪失)

#### 第9条

会員は、次の理由によって資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 禁治産もしくは準禁治産の宣告を受けたとき。
- (3)死亡もしくは失踪宣告を受けあるいは会員である法人、団体、企業が解散したとき。
- (4) 会費を1年以上滞納し、催告に応じないとき。

#### (退会)

# 第10条

会員が退会しようとするときは、退会届を事務局に提出しなければならない。 退会は本人の申出、もしくは委任のない総会への欠席をもって退会とする。 住所や連絡先の変更があった場合すみやかに事務局への登録情報の変更を届け 出ること。

変更の届け出がなく年度を通して総会・会議・イベント等への出欠の連絡が取れなくなった場合は退会とみなす。

#### (除名)

#### 第11条

会員が次の各号に該当するときは、総会の議決を得て、会長がこれを除名する ことができる。

- (1) 本会の名誉を傷つけ、または本会の目的に反する行為があったとき。
- (2) 本会の会員としての義務に違反したとき。

# ■第3章 役員

(役員)

第12条 本会に次の役員を置く。

- (1) 代表 1名
- (2) 実行委員長 1名
- (3) 事務局長 1名
- (4) 事務局 若干名

# (役員の選出)

第13条 役員は、総会において、正会員の中から選出する。

#### (役員の任期)

- 第14条 役員の任期は2年とする。但し再任は妨げない。
  - -2 役員に欠員が生じたとき、幹事会は補欠役員を選出することができる。 補欠役員の任期は前任者の残任期とする。

# (役員の職務)

第15条 この会の役員は次の職務を行う。

- (1) 代表は本会を代表し、会務を総理する。
- (2) 実行委員長は会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたと きはその業務を代理する。

- (3) 事務局長は会務の執行にかかる事務を総理する。
- (4) 事務局は会務を分掌し、執行する。

# ■第4章 会議

(種別)

第16条 本会の会議は、総会および定例会とする。

# (総会)

- 第17条 総会は正会員をもって構成する。
  - -2 総会は代表が招集し、代表がその議長となる。
  - -3 総会はこの会則に定められたものの他、次の事項を審査し、議決する。
  - (1) 報告及び計画
  - (2) 収支予算及び収支決算
  - (3) その他総会で必要と認められた事項

(定例会)

- 第18条 定例会は役員をもって構成する。
  - -2 定例会は代表および各部門代表が招集し、各代表がその議長となる。
- -3 定例会はこの会則に定められたものの他、次の事項を審査し、議決する。
- (1) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (2) 総会に付議すべき事項
- (3) その他会務の執行に関して必要な事項

#### (議決)

第 19 条 会議の議事は出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

#### ■第5章 資産および会計

(資産の構成)

# 第22条

本会の資産は、次のとおりとする。

- (1)協賛金
- (2) 事業に伴う収入
- (3) 寄附金
- (4) その他の収入

#### (資産の管理)

第23条

代表は、本会の資産を管理する。

#### (事業計画)

# 第24条

会長は、本会の事業計画ならびにこれに伴う収支予算を次年度事業開始前に作成し、理事会および総会の承認を 得なければならない。

# (収支決算)

# 第 25 条

本会の収支決算は、毎事業年度終了後2カ月以内に会長が作成し、財産目録、 他尺対照表、事業報告書ならびに会員の異動状況とともに監事の意見をつけ、 理事会および総会の承認を得なければならない。

2. 本会の収支決算に剰余金があるときは、役員会および総会の承認をうけて、 翌年度に繰り越すものとする。

# (会計年度)

第 26 条

本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり3月31日に終わる。

# ■第6章 倫理規定

#### (基本的人権の尊重)

第 27 条

当法人は、全ての人の基本的人権を尊重し、差別や個人の尊厳を傷つける行為をしてはならない。

#### (遵守事項)

#### 第 28 条

会員は、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又は構成 員(以下総称して「反社会的勢力」ではないこと。

- 2. 会員は、当会の活動を通して、会の規約を守らず自らの私的な利益を得る行為を行ってはならない。
- 3. 会員は、その活動の執行に際し、当法人との利益相反取引が生じる可能性がある場合には、直ちにその事実の開示その他当法人が定める所定の手続きに従わなければならない。
- 4. 会員は、特定の個人又は団体の利益のみの増大を図る活動を行う者に対し、 寄付その他の特別な利益を与える行為を行ってはならない。

# (情報開示)

# 第29条

当法人は、その事業活動に関する透明性を確保するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に開示し、社会の理解と信頼の向上に務めなければならない。

# (個人情報の保護)

#### 第 30 条

当法人は、業務上知り得た個人的な情報の保護に万全を期すとともに、個人の 権利の尊重にも十分配慮しなければならない。

#### ■第6章 雑則

# (細則)

# 第31条

この会則に定めるもののほか本会の計画運営上必要な規則は、役員会の過半数 の議決を得て、代表が別に定める。

#### (総則)

第1条 この規定は、本法人の事業に伴う各種謝金等について規定する。

#### (謝金の定義)

第2条 謝金とは、講演会、研修会、ワークショップ、セミナーなどにおいて、講演や 実技指導などに対して支払われる金銭をいう。

#### (適用の範囲)

第3条 この規定に示す基準は、原則として講演会、研修会、ワークショップ、セミナーなどに適用する。ただし、特別に配慮を要する場合は除外する。

#### (謝金の基準額)

第4条 謝金の基準額は、別表の通りとする。なお、上記の催事に関する交通費の旅費に関しては、原則として公共等通機関の料金とする。

宿泊を要する場合は宿泊費1泊12,000円を上限として実費を支払う。

また、この規定に拠らない事由が生じた場合は、実行委員会において協議して定める。

#### (会議、委員会等経費)

第5条 会員が、会議、委員会等に出席するための旅費は、原則として支払わない。

#### (行事費)

第6条 行事に関して作業を依頼する場合は、非会員には交通費込みの日当 5,000 円。 会員には交通費込みの日当 3,000 円を上限として支払う。

#### (原稿料)

第7条 原稿料に関しては、その規模に応じて実行委員会において協議して定める。

#### (規定の改廃)

第8条 この規定の改廃は、理事会の決議を必要とする。

# 別表

講師区分	会員以外	会員	会員実技
専門家・講師クラス	80,000 円	30,000 円	15,000円
専門家・ディレクター	50,000円	20,000円	10,000円
専門家・デザイナー	30,000円	10,000円	5,000円

※1コマ(90分)当たりの基準額 2コマ以上の場合は、2コマ以上を30分刻みで50%とする。 ※謝金、原稿料に関しては対象が個人の場合は源泉徴収を行う。

# 一般社団法人福岡デザインアクション [FUDA] 旅費規定

#### (総則)

第1条 この規定は、本法人の事業に伴う旅費等について規定する。

#### (旅費の定義)

第2条 旅費とは、本法人の活動のために移動する交通費または宿泊費に対して支払われる金銭をいう。

# (旅費の基準)

第3条 旅費は、原則として所属する機関の住所を基点とし最も経済的かつ最短順路により計算をする。ただし、業務の都合、または、天災、地震、交通事故、その他やむを 得ない理由により順路により難いときは、この限りではない。

また、航空機を利用する場合は、エコノミークラスとする。

#### (旅費の基準)

第4条 旅費は実費を支給する。

#### (旅費の仮払い)

第5条 旅費は、出発前に予算金額以内で仮払いを受けることができる。

#### (国内出張旅費)

第6条 国内出張旅費は、鉄道賃、バス賃、船賃、航空賃等の交通費・宿泊費・日当をいう、(別表) に定める旅費を支給する。

第7条 委員会・会議等の開始時間や終了時間の事情により、または、天災・地震・事故、その他やむを得ない事情により宿泊しなければならない場合には、当該委員会・会議等の責任者の判断により、宿泊料を支払うことができる。

また、委員会・会議などの責任者の判断により日当を支給できる。

#### (協議処理)

第8条 特別な場合で、本規定により処理出来ないときは、その都度、実行委員会において協議して決定する。

# (規定の改廃)

第9条 この規定の改廃は、理事会の決議を必要とする。

# 別表

1)交通費	実費(ただし、千円未満切上) (※航空機を利用する場合は、実費 +2,000 円)
2)宿泊料	実費(上限 12,000円)
3) 日当	非会員: 5,000 円 会員: 3,000 円

# 履歴事項全部証明書

福岡市中央区舞鶴三丁目1番30号 一般社団法人福岡デザインアクション

会社法人等番号	2900-0	5-01402	2.4				
名 称	一般社団法人	、福岡デザインフ	プクション				
主たる事務所	福岡市中央区	区舞鶴三丁目1番	许30号				
法人の公告方法	org/ 但し、事故そ 公告による公	い行う。 //www.fu その他やむ得ない と告をすることか る方法により行	事由によって	て電子		4	
法人成立の年月日	平成 2 4 年 1	0月17日					
目的等	会的認知を高 1 デザイン 2 デザイン	語岡・九州におけ あめることを目的 文史・表現物のW いに関する普及・	でとし、その /EBアーカー 啓発・教育/	目的に資する イブ化	5ため、次の		
役員に関する東頂	4 デザイン	、によるまちづく 、に関する情報発 ・掲げる事業に陥	信	する事業			
役員に関する事項	4 デザイン	に関する情報発	信				
役員に関する事項	4 デザイン 5 前各号に	に関する情報発 :掲げる事業に附	信 対帯又は関連で	2	<sup>Z</sup> 成 2 6 年 		
役員に関する事項	4 デザイン 5 前各号に <u>代表理事</u>	に関する情報発 掲げる事業に附 <u>鮎</u> 川	経信 対帯又は関連で 透	3) 4	<sup>Z</sup> 成 2 6 年 	4月	7日登記
役員に関する事項	4 デザイン 5 前各号に <u>代表理事</u>	に関する情報発 掲げる事業に附 <u>鮎</u> 川	経信 対帯又は関連で 透	3  	分和 2年	4月 5月2	 7日登記 6日重日
役員に関する事項	4 デザイン 5 前各号に 代表理事 代表理事	に関する情報発売 制 川 鮎 川	経信 対帯又は関連で 透 透	\[ \frac{1}{4} \]	2年 2成28年 	4月 5月2  4月	7 日登記 6 日重日  7 日登記
役員に関する事項	4 デザイン 5 前各号に 代表理事 代表理事	に関する情報発売を関する情報発売を関する事業に関する事業に関する情報発売を関する情報発売を関する情報発売を関する。	経信 対帯又は関連で 透 透	Name	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	5月2 4月 5月2 4月 5月2	- — — — 7 日登記 6 日重日 - — — 7 日登記 6 日重日
役員に関する事項	4 デザイン 5 前各号に 代表理事 代表理事	に関する情報発売 制 川 鮎 川	経信 対帯又は関連で 透 透	지 수 고 수	<sup>2</sup> 成28年 	5月2 4月 5月2 4月 5月2 	7 日登記 6 日重日 7 日登記 6 日重日 7 日登記 7 日登記
役員に関する事項	4 デザイン 5 前各号に 代表理事 代表理事	に関する情報発売 制 川 鮎 川	経信 対帯又は関連で 透 透		2年 2成28年 →和 2年 Z成30年 →和 2年	5月2 4月 5月2 4月 5月2 4月	7 日登記 6 日重日 7 日登記 6 日重日 7 日登記 5 日退日
役員に関する事項	4 デザイン 5 前各号に 代表理事 代表理事	に関する情報発売 制 川 鮎 川	を信 対帯又は関連で 透 透 透	国 日 日 日 日 日 日 日 日	z成28年 	5月2 4月 5月2 4月 6月2 7月2	6 日重日 7 日登記 6 日重日 7 日登記 6 日重日 7 日登記 5 日退日 1 日登記

1	理事	鮎	Л	透				
	理事	鮎	Л	透	平成2	6年	5月2	8日重任
					令和	2年	4月	7 日登記
	<u>理事</u>	鮎	Л	透	平成 2	8年	5月2	6 日重任
					令和	2年	4月	 7 日登記
	理事	鮎	JII	透	平成3	0年	5月2	6 日重任
					令和	2年	4月	 7 日登記
	理事	鮎	Л	透	令和	2年	6月2	5 日重任
					令和	2年	7月2	1 日登記
	理事	<u>金</u>	子 眞	Ξ				
	理事	<u>金</u>	子贞	Ξ	平成2	6年	5月2	8 日重任
						 2年	4月	7 7 日登記
	理事	金	子贞	三	平成2	8年	5月2	6 日重任
					令和	2年	4月	 7日登記
	理事	金	子真	Ξ	平成3	0年	5月2	6 日重任
					令和	 2年	4月	7 日登記
7	理事	金	子 眞	Ξ	令和	2年	6月2.	5 日重任
					令和	2年	7月2	 1 日登記

理事	吉 永 文 治	
理事	吉 永 文 治	平成26年 5月28日重任
		令和 2年 4月 7日登記
理事	吉 永 文 治	平成28年 5月26日重任
		令和 2年 4月 7日登記
理事	吉 永 文 治	平成30年 5月26日重任
		令和 2年 4月 7日登記
		令和 2年 6月25日退任
		令和 2年 7月21日登記
理事	<u>河 地 知 木</u>	
理事	河 地 知 木	平成26年 5月28日重任
		令和 2年 4月 7日登記
理事	河 地 知 木	平成28年 5月26日重任
		令和 2年 4月 7日登記
理事	河 地 知 木	平成30年 5月26日重任
		令和 2年 4月 7日登記
		令和 2年 6月25日退任
		令和 2年 7月21日登記

NO.	理事	江	藤	實					
	理事	江	藤	實	平成2	6年	5月2	2 8	日重任
					令和	2年	4月	7	日登記
	理事	江	藤	實	平成2	8年	5月2	2 6	日重任
					令和	2年	4月	7	日登記
	理事	江	藤	實	平成3	0年	5月2	2 6	日重任
					令和	2年	4月	7	日登記
					令和	2年	6月2	2 5	日退任
					令和	2年	7月	2 1	日登記
	理事	後	藤	<u>宏</u>		col			
	理事	後	藤	宏	平成2	6年	5月2	2 8	日重任
					令和	2年	4月	7	日登記
	理事	後	藤	宏	平成2	8年	5月2	2 6	日重任
					令和	2年	4月	7	日登記
	理事	後	藤	宏	平成3	0年	5月2	2 6	日重任
					令和	 2年	4月	7	 日登記
	理事	後	藤	宏	令和	2年	6月2	2 5	日重任
					令和	 2年	7日	2 1	 口登記

	理事	清	水	要				
	理事	清	水	要	平成2	6年	5月2	8日重任
					令和	2年	4月	7日登記
	理事	清	水	要	平成2	8年	5月2	6日重任
					令和	2年	4月	 7日登記
	理事	清	水	要	平成3	0年	5月2	6日重任
					令和	2年	4月	 7日登記
	理事	清	水	要	令和	2年	6月2	5日重任
					 令和	2年	7月2	 1日登記
	理事	_橋	本	明				
	理事	橋	本	明	平成2	6年	5月2	8日重任
					令和	2年	4月	7日登記
	理事	橋	本	明	平成2	8年	5月2	6 日重任
					 令和	2年	4月	 7日登記
	<u>理事</u>	橋	本	明	平成3	0年	5月2	6日重任
					 令和	2年	4月	 7日登記
	理事	橋	本	明	令和	2年	6月2	5日重任
/ / /								 1 日登記

理事	水 野	宏	
理事	水 野	宏	平成26年 5月28日重任
			令和 2年 4月 7日登記
理事	水野		平成28年 5月26日重任
			令和 2年 4月 7日登記
理事	水 野		平成30年 5月26日重任
			令和 2年 4月 7日登記
			令和 2年 6月25日退任
			令和 2年 7月21日登記
理事	<u>今 宮 優</u>	子	
			平成26年 5月28日退任
			令和 2年 4月 7日登記
理事	岩城孝		
理事	岩城孝	=	平成26年 5月28日重任
			令和 2年 4月 7日登記
理事	岩城孝		平成28年 5月26日重任
NI CONTRACTOR OF THE PROPERTY			
			令和 2年 4月 7日登記
理事	岩 城 孝	<u>=</u>	
理事	岩 城 孝	<u>=</u>	平成30年 5月26日重任
理事	岩城孝岩城孝		令和 2年 4月 7日登記 平成30年 5月26日重任 令和 2年 4月 7日登記 令和 2年 6月25日重任

87	理事	寶珠山徹	
	理事	寳 珠 山 徹	平成26年 5月28日重任
14			令和 2年 4月 7日登記
	理事	寳 珠 山 徹	平成28年 5月26日重任
			令和 2年 4月 7日登記
	理事	寶珠山 徹	平成30年 5月26日重任
			令和 2年 4月 7日登記
	理事	寶 珠 山 徹	令和 2年 6月25日重任
	33		令和 2年 7月21日登記
	理事	有 馬 厚 子	
	理事	有 馬 厚 子	平成26年 5月28日重任
			令和 2年 4月 7日登記
	理事	有 馬 厚 子	平成28年 5月26日重任
			令和 2年 4月 7日登記
	理事	有 馬 厚 子	平成30年 5月26日重任
			令和 2年 4月 7日登記
			令和 2年 6月25日退任
			令和 2年 7月21日登記

									S		
理事	垣	田	健	(ESS)	郎						
理事	垣	田	健	2	郎	平成2	6年	5月	12	8	日重任
						令和	2年	4月	ı	7	日登記
理事	垣	田	健	IN THE	郎	平成2	8年	5 F	12	6	日重任
						令和	2年	4 月	1	7	日登記
理事	垣	H	健	ž	郎	平成3	0年	5 F	12	6	日重任
						令和	2年	4 F.	Ī	7	日登記
理事	垣	田	健	_	郎	令和	2年	6月	12	5	日重任
						令和	 2年	7月	12	1	日登記
理事	<u>有</u>	富	浩	司							
理事	有	富	浩	司		平成2	6年	5月	12	8	日重任
						 令和	2年	4月		7	日登記
理事	<u>有</u>	富	浩	司		平成2	8年	5月	2	6	日重任
						令和	 2年	4月		7	日登記
理事	有	富	浩	司		平成3	0年	5月	2	6	日重任
						令和	 2年	4 F		7	 日登記
理事	有	富	浩	司		令和	2年	6月	2	5	日重任
						令和	2年	7月	2	1 1	 日登記

理事	河 津 一 郎	
理事	河津 一郎	平成26年 5月28日重任
		令和 2年 4月 7日登記
理事	河 津 一 郎	平成28年 5月26日重任
		令和 2年 4月 7日登記
理事	河津 一郎	平成30年 5月26日重任
		令和 2年 4月 7日登記
理事	河 津 一 郎	令和 2年 6月25日重任
		令和 2年 7月21日登記
理事	牛島彩	
		平成26年 5月28日退任
		令和 2年 4月 7日登記
理事	武 田 義 明	
		平成26年 5月28日退任
		令和 2年 4月 7日登記
理事	若 林 宗 男	令和 2年 6月25日就任
		令和 2年 7月21日登記
理事	照 井 善 明	令和 2年 6月25日就任
		令和 2年 7月21日登記
理事	武永茂久	令和 2年 6月25日就任
		令和 2年 7月21日登記
監事	平 松 聖 悟	
		平成26年 5月28日退任
		令和 2年 4月 7日登記

	<u> </u>			
	監事	金子洋	伸	
				平成26年 5月28日退任
				令和 2年 4月 7日登記
	<u>監事</u>	三 反 栄	<u>治</u>	平成26年 5月28日就任
				令和 2年 4月 7日登記
	監事	三 反 栄	<u>治</u>	平成28年 5月26日重任
				令和 2年 4月 7日登記
	監事	三反栄	治	平成30年 5月26日重任
				令和 2年 4月 7日登記
	監事	三 反 栄	治	令和 2年 6月25日重任
				令和 2年 7月21日登記
役員等の法人に対 する責任の免除に 関する規定	める要件に該当	する場合には、	理事会の決議によ	賠償責任について、法令に定って、賠償責任額から法令に して免除することができる。
理事会設置法人に 関する事項	理事会設置法人	4		
監事設置法人に関 する事項	監事設置法人			
登記記録に関する事項	設立			平成24年10月17日登記



これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明 した書面である。

令和 4年10月18日

福岡法務局 登記官

井 明 П 忠

